

## 新座市の契約に係る暴力団排除措置要領

(平成21年6月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団員又は暴力団関係者であること等が判明した場合における入札参加除外等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の契約 市が一般競争入札又は指名競争入札その他の方法により発注する次の契約をいう。
  - ア 建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託並びに道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「建設工事等」という。）
  - イ 物品の買入れ、売払い及び借入れ、建物の管理業務、設備又は機器の保守又は点検業務その他業務の委託（以下「物品の買入れ等」という。）
- (2) 有資格業者 建設工事等及び物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (3) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 使用人 有資格業者に雇用される者で前号以外の者をいう。
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 暴力団関係者 暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(入札参加除外)

第3条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、新座市競争入札等業者選定委員会規則（昭和48年新座市規則第17号。以下「規則」という。）第1条に規定する新座市競争入札等業者選定委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て当該措置要件について同表に定める期間、当該有資格業者を入札から除外するものとする。

2 市長は、有資格業者のうち共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中

小企業等協同組合（以下「組合等」という。）を、前項の規定により入札から除外するときは、当該組合等の構成員のうち有資格業者についても委員会の審議を経て、当該組合等の入札から除外される期間、入札から除外するものとする。

3 市長は、組合等の構成員のうち有資格業者を、第1項の規定により入札から除外するときは、当該組合等についても委員会の審議を経て、有資格業者の入札から除外される期間、入札から除外するものとする。

4 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる事案の発覚後、入札参加除外決定までの間に同表に掲げる措置要件のいずれかに該当する役員等を変更した場合についても、委員会の審議を経て、当該措置要件について同表に定める期間、当該有資格業者を入札から排除するものとする。

（入札参加除外の特例）

第4条 有資格業者が一つの事案により別表に掲げる措置要件の二つ以上に該当することとなった場合における入札参加除外の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の最も長いものをもって入札参加除外の期間とする。

2 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は前項の規定による入札参加除外の期間を超える入札参加除外の期間を定める必要があるときは、別表又は前項の規定にかかわらず、入札参加除外の期間を別表又は前項に規定する期間の2倍の期間（当該期間が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

3 市長は、入札参加除外の期間中の有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表又は前項に規定する期間の範囲内で入札参加除外の期間を変更することができる。

4 市長は、入札参加除外の措置を受けた有資格業者が、当該措置の期間が満了する前に有資格業者でなくなった後再び有資格業者となったときは、当該有資格業者について当該措置の期間が満了する日に相当する日までは、引き続き当該措置を受けているものとみなす。

5 市長は、入札参加除外の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたとき、又は入札参加除外の期間が経過し除外理由の事実が改善されたと認めたときは、当該有資格業者について入札参加除外を解除するものとする。

（入札参加除外等の通知）

第5条 市長は、前2条の規定により入札参加除外等の措置を行ったときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約からの除外)

第6条 市長は、入札参加除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

(下請負等の禁止)

第7条 市長は、入札参加除外期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(妨害の際の措置)

第8条 市長は、契約の相手方が、当該契約の履行に関し暴力団関係者により妨害を受けた旨の申出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該契約の相手方に対し工程の調整、履行期間の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(関係機関への協力要請)

第9条 市長は、この要領に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(所轄警察署との連携)

第10条 市長は、所轄警察署との密接な連携のもとに別表の措置要件に該当すると思われる情報提供があったときは、所轄警察署の参加を求め、当該情報の事実確認を行うものとする。

(入札参加除外の公表)

第11条 市長は、第3条各項の規定により入札参加除外を行ったとき(第4条第4項の規定により入札参加除外の措置を受けているものとみなされた場合を含む。)は、その事実を公表するものとする。

2 市長は、入札参加除外の措置を受けた有資格業者が第5条第6項の規定により入札参加除外を解除されたとき、又は有資格業者でなくなったときは、公表を取りやめるものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、市の契約からの暴力団員及び暴力団関係者の排除に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成21年6月1日から実施する。ただし、この要領の実施前にした行為についても適用する。

- 2 新座市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年11月2日実施）は、廃止する。
- 3 第1項ただし書の場合にあっては、第3条中「別表」とあるのは、「旧新座市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年11月2日実施）別表」とする。

附 則（平成24年8月7日市長決裁）

- 1 この要領は、平成24年9月1日から実施する。
- 2 この要領第3条の規定は、平成25年度及び平成26年度における競争入札の参加資格に関する審査から適用する。

附 則（令和5年10月31日市長決裁）

この要領は、令和5年年11月1日から実施する。

附 則（令和6年7月22日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

別表（第4条関係）

措置要件	期間
<p>1 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団員若しくは暴力団関係者であるとき、又は暴力団員若しくは暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から24月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>2 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力、暴力団員又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>3 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>4 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>6 有資格業者又は有資格業者の役員等若しくは使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 市内で行われたもの</p> <p>イ 県内で行われたもの（アを除く）</p> <p>ウ 県外で行われたもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12月</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から9月</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から6月</p>